

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年1月15日 08時00分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市馬毛島北東岸沖 馬毛島灯台から真方位149° 750m付近 (概位 北緯30° 45.6′ 東経130° 51.7′)
事故の概要	漁船第二十三幸丸は、南南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年7月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十三幸丸、17トン
船舶番号、船舶所有者等	KG2-6053（漁船登録番号）、株式会社フロンティア商事
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、ソナーの振動子に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、約12ノットの対地速力で馬毛島北東方沖に向けて自動操舵により南南西進中、船長が背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操船を続けていたところ、いつしか居眠りに陥り、同島に向かって航行を続け、同島北東岸沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が衝撃で目が覚め、海上保安庁に本事故の発生を通報することなく、機関を後進として離礁し、自力航行で漁港に帰港した。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.0mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、悩み事があって熟睡できず、約2週間、睡眠不足の状態が続いていたので、操船中に軽い眠気を感じた際、眠気を覚ますつもりでたばこを吸ったり、コーヒーを飲んだりしていたが、椅子から立ち上がって操船に当たるなどして居眠り運航を防止する措置を採れば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、自動操舵で南南西進中、単独で乗船中の船長が、居眠りに陥り、馬毛島に向かって航行を続けたことから、同島北東岸沖の浅所に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、睡眠不足及び軽い眠気を感じた状態で、椅子に腰をかけた姿勢のまま操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が自動操舵で南南西進中、単独で乗船中の船長が、居眠りに陥り、馬毛島に向かって航行を続けたため、同島北東岸沖の

	浅所に乗り揚げたものと推定される。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 単独で乗船する船長は、睡眠不足の状態では操船しないことが望ましい。</li><li>・ 単独で乗船する船長は、睡眠不足の状態では椅子に腰を掛けた姿勢で航行を続けた場合、居眠りに陥りやすいので、時々椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を採ること。</li><li>・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。</li></ul>